

- 人間ドック・脳ドック検診 3
- 選定療養費などを改定 4
- 「地産地消の店」協力店を募集 6
- 募集 日本語教室ボランティア 7
- ゴールデンウィーク期間中の救急医療 11
- 予防接種のお知らせ 13
- 乳がん・子宮頸がん検診 14

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」の概要

国の施策として、低所得者や子育て世帯を支援するため、「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」が、暫定的・臨時的な措置として支給される予定です。

臨時福祉給付金

対象 平成26年度分市民税（均等割）が課税されない人（自身を扶養している人が課税されている場合や生活保護制度の被保護者は対象外です）。

給付額

- ▶給付対象者1人につき1万円（1回限り）
- ▶給付対象者で、次の①②のいずれかに該当する人は、5千円（1回限り）を加算します。
 - ①高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者
 - ②児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者

子育て世帯臨時特例給付金

対象 平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人

対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童（臨時福祉給付金の対象者、生活保護の被保護者などは対象外です）。

給付額 対象児童1人につき1万円（1回限り）

問い合わせ先 ㊦臨時給付金支給室 ☎22-1411（内線376）、FAX22-1398



申請・支給の手続きについては現在準備中です。

申請方法などは、決まりしだい、広報ひこねや彦根市ホームページなどでお伝えします。※臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金は、同時に受給することはできません。

詐欺にご注意ください！

「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」の給付手続きを装った「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

- ▶彦根市や滋賀県、厚生労働省などが、対象者にATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることはありません。
- ▶ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことはありません。
- ▶彦根市や滋賀県、厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の支給のため

に、手数料などの振り込みを求めることはありません。

- ▶現時点で、彦根市や滋賀県、厚生労働省などが、市民の皆さんの世帯構成や銀行口座番号などの個人情報に照会することはありません。

※自宅や職場などに、彦根市や滋賀県、厚生労働省の職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便物が届いたりしたら、㊦臨時給付金支給室か彦根警察署 ☎27-0110（または警察相談専用電話 ☎#9110）にご連絡ください。